



平成 29 年 1 月 10 日

各位

株式会社 P L A N T  
代表取締役社長 三ッ田 勝規  
(コード番号：7646 東証第一部)  
専務取締役  
社長室長兼管理本部長 松田 恭和  
TEL 0776-72-0300

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株発行」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 1 月 27 日
(2) 発行する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 110,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 1,215 円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	133,650,000 円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法による。
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による。
(7) 割当ての対象者及び その人数並びに割り 当てる株式の数	当社取締役（※） 9 名 合計 110,000 株 ※代表取締役社長及び社外取締役を除く。
(8) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

##### 2. 発行の目的及び理由

当社は、平成 28 年 10 月 28 日開催の当社取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、また、平成 28 年 12 月 19 日開催の当社第 35 期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、取締役（社外取締役を除く。）について年額 150 百万円以内として設定すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として 1 年間から 5 年間までの間で当社取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日開催の当社取締役会において、第 36 期事業年度を始期とし第 40 期事業年度を終期とする当社の中期経営計画期間における 5 事業年度分の報酬として、当社取締役 9 名（代表取締役社長及び社外取締役を除く。以下「割当対象取締役」という。）に対し、金銭報酬債権合計 133,650,000 円を支給し、割当対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 110,000 株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象取締役の貢献度及び今回の譲渡制限期間における職責並びに業績等目標達成条件による無償取得事由が設定されていること等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象取締役が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3. 割当契約の概要

#### ①譲渡制限期間

平成 29 年 1 月 27 日～平成 34 年 1 月 26 日

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象取締役は、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

#### ②譲渡制限の解除

当社は、割当対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、第 36 期事業年度を始期とする中期経営計画の最終事業年度である第 40 期末時点における大型店舗（当社の店舗業態における「スーパーセンター」で、有価証券報告書（第 3 【設備の状況】 2 【主要な設備の状況】）に記載されるもの。ただし、営業休止中の大熊店を除く。）の店舗数（以下「大型店舗数」という。）につき下表（ア）に基づいて算出した数に、第 40 期の営業利益の達成目標数値につき下表（イ）に基づいて算出した数を合算した数の譲渡制限付株式について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、当該取締役が、第 40 期事業年度終了の時以降、本譲渡制限期間満了日の前日までに任期満了等当社取締役会が正当と認める理由により退任した場合にも、同様の方法により算出された数の特定譲渡制限付株式について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

譲渡制限が解除される株式数＝下表（ア）に基づいて算出した数＋下表（イ）に基づいて算出した数

（ア）本譲渡制限期間が満了した時点において割当対象取締役が保有する譲渡制限付株式のうち、70%に相当する部分

大型店舗数	解除率
30 店舗以上	100%
27 店舗以上 29 店舗以下	50%
26 店舗以下	0%

（イ）本譲渡制限期間が満了した時点において割当対象取締役が保有する譲渡制限付株式のうち、（ア）を除いた部分（30%に相当する部分）

営業利益	解除率
30 億円以上	100%
20 億円以上 30 億円未満	50%
20 億円未満	0%

#### ③譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、上記②ただし書きに定める場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を当該退任日直後の時点をもって当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点において上記②の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

#### ④株式の管理に関する定め

割当対象取締役は、S M B C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

#### ⑤組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会決議（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会決議による承認を要さない場合においては、当社取締役会決議）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において保有する本割当株式のうち、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって本譲渡制限を解除するものとしたします。

この場合には、当社は上記の定めに基づき当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとしたします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（平成 29 年 1 月 6 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,215 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社普通株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（平成 28 年 12 月 7 日から平成 29 年 1 月 6 日まで）の終値単純平均値である 1,184 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は 2.62%（小数点以下第 3 位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの 3 か月間（平成 28 年 10 月 7 日から平成 29 年 1 月 6 日まで）の終値単純平均値である 1,152 円からの乖離率は 5.47%、及び同直前営業日までの 6 か月間（平成 28 年 7 月 7 日から平成 29 年 1 月 6 日まで）の終値単純平均値である 1,162 円からの乖離率は 4.56%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以 上